

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）342条1項の規定に基づく固定資産税賦課処分及び法702条1項の規定に基づく都市計画税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年6月1日付けで行った、〇〇区〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇の土地（以下「本件土地1」という。）及び同番〇〇の土地（以下「本件土地2」といい、本件土地1と併せて以下「本件各土地」という。詳細は別紙物件目録のとおり）に係る平成30年度分の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）賦課処分（内容は、別紙処分目録記載のとおり。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張している。

請求人は、本件各土地の所有者であったことはない。本件処分時に請求人が本件各土地の所有者ではなかったことは裁判上の和

解によって確定している。固定資産税・都市計画税は不動産の真の所有者に賦課すべきものであるから、本件処分は違法・不当である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 元年 6月13日	諮問
令和 元年 7月16日	審議（第35回第2部会）
令和 元年 8月 5日	審議（第36回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 固定資産税等の賦課期日について

法359条によれば、固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とするとされており、また、法702条の6によれば、都市計画税についても同様とされている。すなわち、固定資産税等の納税義務者、課税客体、課税標準等の課税要件は、賦課期日現在の状況によって確定されるものである。

##### (2) 台帳課税主義について

法 3 4 3 条 1 項によれば、固定資産税は、固定資産の所有者に課するとされており、また、法 7 0 2 条 1 項によれば、土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる」とされている。

法 3 4 3 条 2 項及び法 7 0 2 条 2 項によれば、上記の「所有者」とは、土地については、登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいうとされており、法は、固定資産税等の納税義務者につき、いわゆる台帳課税主義を採用している。

そして、法が固定資産税等の賦課について台帳課税主義を採用したのは、「徴税機関をして一々実質的所有権の帰属者を調査させ、所有者の変動するごとにその所有期間に応じて税額を確定賦課させることは、徴税事務を極めて複雑困難ならしめるものであることにかんがみ、徴税の事務処理の便宜上、納税義務者の判定にあたっては、画一的形式的に登記簿上の所有名義人を所有者として取り扱えば足りるとしたものであり、こうした地方税法の規定に照らすと、賦課期日である毎年 1 月 1 日現在登記簿上に所有者として登記されている者は、真実の権利関係の如何にかかわらず、それだけで当該年度の固定資産の納税義務を負うというべきである。」（福岡地方裁判所昭和 5 6 年 4 月 2 3 日判決・行政事件裁判例集 3 2 卷 4 号 6 1 6 頁参照）とされている。

- 2 これを本件についてみると、処分庁は、平成 3 0 年度分の固定資産税等の賦課期日（平成 3 0 年 1 月 1 日。以下「本件賦課期日」という。）における本件各土地の所有者を、同日現在登記簿上に所有者として登記されている請求人と認定した上で、平成 3 0 年 6 月 1 日付けで、本件賦課期日の時点において本件各土地の所有者である請求人を名宛人として、本件処分を行ったことが認

められる。

また、固定資産税等の税額の算定について、違算等も認められない。

そうすると、本件処分は、上記1の法令等の定めに従ってなされたものといえ、違法・不当な点は認められない。

- 3 請求人は、第3のとおり主張する。しかし、固定資産税等の賦課については、徴税事務処理の便宜上、賦課期日である毎年1月1日現在登記簿上に所有者として登記されている者は、真実の権利関係の如何にかかわらず、それだけで当該年度の固定資産の納税義務を負うとされている（1・(2)）ところ、請求人は、本件賦課期日現在の本件各土地の所有者として登記されている者であることから、本件各土地に係る平成30年度の固定資産税等の納付義務を負うべきものといえる。したがって、請求人の主張には理由がないというほかない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙（略）